

1 処分を受けた税理士

氏 名： 太田 芳樹

登録番号： 第141903号

2 処分の内容

令和5年6月29日から1年の税理士業務の停止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

○ 信用失墜行為（その他反職業倫理的行為）

被処分者は、所属税理士として勤務していた税理士法人Aにおいて、Aの代表社員税理士及び関与先の承諾を得ることなく、Aの従業員に、自己や同従業員のIDを使用させ、Aの関与先データを自己所有のハードディスクに記録させるなどして複製を作成し、Aの営業秘密等を領得などした。

また、自己の税理士事務所において、同事務所の従業員に、持ち出した関与先データを利用して、B社名義の源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書の添付書類である書面1枚を作成させた上、同書面を源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書とともに郵送して税務署に提出した。